

令和５年度一般廃棄物処理実施計画

１．目 的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

本町の廃棄物排出量は増加傾向にあり、これを減少させるため、引き続き３Ｒ（※スリーアール）及び集団資源回収等への取り組みを促進し廃棄物の資源化を推進する。

亘理名取管内のごみ処理事業を行う亘理名取共立衛生処理組合の一般廃棄物処理基本計画では、計画の最終年度である令和１０年（２０２８年）のごみ排出量（集団回収除く）の目標値を５２，９７７トンとしており、これを現在の構成市町毎の排出量の割合で換算すると、本町の目標値は約９，９４４トンとなる。

これを踏まえ、資源循環型社会の確立を図るため、町民・事業者・町等がそれぞれの役割を果たしながら、協働により「町民一人１日あたり２９グラム」の廃棄物の減量化に取り組む。

※ ３Ｒとは、Reduce リデュース：減らす、Reuse リユース：繰り返し使う、Recycle リサイクル：再資源化する。

２．計画期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日

３．計画区域

亘理町全域

４．処理計画及び目標

（１）ごみ総排出量

３Ｒの実践、分別徹底の周知、生ごみ処理容器購入補助の推進、町広報誌等による周知を行いながら、総排出量の減量化を図る。

項 目	令和４年度 (推計値)	令和５年度 (処理計画)	令和５年度 (目標)
①清掃センター搬入量	10,541 トン	10,576 トン	10,212 トン
もえるごみ	7,970 トン	7,882 トン	7,452 トン
粗大ごみ	700 トン	717 トン	692 トン
資源ごみ	1,844 トン	1,950 トン	2,042 トン
有害・危険ごみ	27 トン	27 トン	26 トン
②集団資源回収量	169 トン	162 トン	171 トン
③拠点回収資源化量	12 トン	13 トン	15 トン
①+②+③ 総排出量	10,722 トン	10,751 トン	10,398 トン
前年度比	2.17 %	0.31 %	△3.13 %

(2) 資源化量・リサイクル率

集団資源回収の促進、資源ごみの分別徹底の周知を行いながら資源化量・リサイクル量の増加を図る。

項 目	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (処理計画)	令和5年度 (目標)
①清掃センター資源物排出量※	1,854 トン	1,784 トン	2,042 トン
②集団資源回収量	169 トン	162 トン	171 トン
③拠点回収資源化量	12 トン	13 トン	15 トン
①+②+③ 合計	2,035 トン	1,959 トン	2,228 トン
リサイクル率	19.0 %	18.2 %	21.4 %

※印は推計値

(3) 町民1人1日あたりのごみ排出量

計画に対し、排出量1人1日あたり29グラムの減を目標とする。

項 目	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (処理計画)	令和5年度 (目標)
1人1日排出量	887 グラム	888 グラム	859 グラム
前年度比	△1.38 %	0.17 %	△3.11 %

(4) し尿処理

下水道の整備と合併浄化槽の普及により水洗化を図る。

項 目	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (処理計画)	令和5年度 (目標)
処 理 量	1507.30 kℓ	1382.85 kℓ	1382.85 kℓ
前年度比	△4.34 %	△8.26 %	△8.26 %

(5) 浄化槽汚泥

下水道の補完施設として、合併浄化槽（合併浄化槽設置補助事業）の普及拡大を図る。

項 目	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (処理計画)	令和5年度 (目標)
処 理 量	3718.94 kℓ	3459.79 kℓ	3459.79 kℓ
前年度比	△6.97 %	△6.97 %	△6.97 %

(6) 側溝汚泥

側溝蓋の設置等により土砂や落葉等の流入を防ぎ、汚泥の発生を抑制する。

項 目	令和4年度 (推計値)	令和5年度 (処理計画)	令和5年度 (目標)
処 理 量	34 トン	17 トン	17 トン
前年度比	225.87 %	△50.00 %	△50.00 %

5. 一般廃棄物の処理について

(1) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第2項で規定する廃棄物とする。

(2) 処理概要

本町の一般廃棄物の処理は広域処理とし、名取市、岩沼市、山元町との2市2町で組織する亘理名取共立衛生処理組合が事業を行う。

ごみ処理は、全品目を亘理名取共立衛生処理組合所管のごみ処理施設で行う。

し尿、浄化槽汚泥の処理は、亘理名取共立衛生処理組合所管のし尿処理施設で行う。

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行い、産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理委託する。

一般廃棄物処理業許可については、以下の条件により申請を受け付ける。

なお、更新については過去の収集実績等により許可しない場合もある。

○新規許可（管内）

名取市、岩沼市、亘理町、山元町に本社、事業所など収集拠点を設置している業者。

○新規許可（管外）

既に収集先が確保されているなど、実績が見込める場合。

○一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処理業に伴う一般廃棄物収集運搬業。

○これまで行っていない新たな取り組みの展開が見込まれるもの。

(3) ごみについて

①ごみの分別区分、処分方法

分別区分	処理主体	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
もえるごみ プラスチック資源 缶類 びん類 資源ごみ ガラスくず せともの類 金属製品 複合素材製品 有害・危険ごみ	亘理名取共立 衛生処理組合	・分別してごみ集積所へ出す ・引っ越し等に伴う一時多量排出の場合は一般廃棄物処理業者に委託 ・資源物は集団資源回収を積極的に活用	・自己搬入もしくは一般廃棄物処理業者に委託 (分別区分の内、産業廃棄物に該当するものは除く) ・資源物は資源買取を積極的に活用
粗大ごみ(タイヤ含)		・自己搬入 ・粗大ごみ訪問収集に委託 ・一般廃棄物処理業者に委託	
家電リサイクル法に定める家電製品	販売店 指定引取所	自己搬入	自己搬入

②収集形態

区 分	管理者	委託・収集業者	備 考
集積所収集	亘理名取共立 衛生処理組合	(協)亘理清掃公社が収集	
粗大ごみ訪問収集		(協)共栄環境事業公社が収集	
一般廃棄物処理業者収集	亘理町	一般廃棄物処理業者が収集	
拠点回収		町職員が収集	牛乳パック回収箱設置(6ヵ所)
集団資源回収		町登録の資源買取業者が収集	町内各種団体にて実施
指定引取所		・ロジスティード北日本(株)に搬入 ・(株)安藤仁七商店に搬入	

町長が許可した一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業） 令和5年4月1日現在

許可業者名			
有限会社小野運輸	亘理環境衛生センター	協業組合亘理清掃公社	株式会社ヤマモト商事
株式会社エヌイーエス コーポレーション	(株)仙台リサイクルセン ター	株式会社宮城衛生環境 公社	株式会社パーフェクト クリーンサービス
(株)ジェーエーシー	(株)公害処理センター	協業組合仙台清掃公社	株式会社トニー
株式会社モトキ	(有)コーセイサービス	株式会社共和環境保全	(協)名亘清掃事業公社
有限会社岩沼環境保全	(有)アースクリーン・ネットワーク	株式会社高良	株式会社八木工務店
有限会社アイテック	グリーンリサイクル(株)	横山義隆	株式会社阿武隈環境
(株)トリプルクリーンサ ービス	(有)大美屋（リサイクルショッ プお宝山）	長田健志（道具屋ラビッ シュ）	ワートスナジー(株)
株式会社新浜	株式会社センダイエコ	有限会社相馬屋家具店	(株)エイトステップ
宮城クリーン株式会社	太平ビルサービス(株)	(株)小島総合サービス	早英総業（早坂慶英）
大村勇太（まるごとや）	今慶興産株式会社	株式会社ホープ	株式会社三星工業
株式会社陸天	(協)名取環境事業公社	砂澤正勝	株式会社クリエイト

③収集区域

行政連絡区を6地区に分け収集を行う。

地区	行政連絡区域
A	舘南上・舘南下・南町南・南町北・上町南・上町北・南城東・北城東(江下団地を除く)・中町・五日町・下大畑・南長瀬・北長瀬
B	新井町・新町中・新町南・新町北・駅前西・駅前東・下茨田北・下茨田中・下茨田南・祝田東・祝田西・祝田南・桜小路東・桜小路中・桜小路西・新町
C	上郡・下郡・小山・田沢・早川の一部(逢隈字郡)・鹿島・神宮寺・倉庭
D	森房・上の町・中泉・今泉・牛袋・十文字町・十文字村・早川(逢隈字郡を除く)
E	榎袋・鷺屋・蕨・本郷・あぶくま・箱根田西・箱根田東・港町・鳥屋崎・高屋・柴町・長瀬浜
F	吉田・中原・旭台・上大畑・一本松・新丁・開墾場・大畑浜・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

④収集日程・排出方法

区 分	回数	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	排出方法
もえるごみ	2/週	月・木	月・木	月・木	水・土	水・土	水・土	指定袋
プラスチック資源	1/週	金	金	火	月	月	火	指定袋
缶類	1/週	火	水	金	火	木	金	コンテナ
びん類	2/月	第1・3火	第1・3水	第1・3金	第2・4火	第2・4木	第2・4金	コンテナ
資源ごみ	2/月	第1・3水	第1・3火	第2・4金	第1・3木	第2・4火	第1・3金	指定袋
ガラスくず	1/月	第1火	第1水	第1金	第2火	第2木	第2金	コンテナ
せともの								
金属製品	1/月	第3火	第3水	第3金	第4火	第4木	第4金	コンテナ
複合素材製品								
有害・危険ごみ	1/月	第1土	第1土	第1土	第3土	第3土	第3土	コンテナ

6. し尿、浄化槽汚泥、側溝汚泥について

(1) し尿

し尿処理は、亘理名取共立衛生処理組合が所管するし尿処理施設で処理を行う。収集・運搬は(協)名亘清掃事業公社が行う。

区 分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
し尿	亘理名取共立衛生処理組合	(協)名亘清掃事業公社 (収集運搬業務)	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、原則として年4回以上の保守点検と年1回以上の清掃を行うことにより、機能が正常に維持されるとともに、排水基準の確保を図らなければならない。

浄化槽の清掃業を行なおうとする者は、浄化槽清掃業者の許可と併せて一般廃棄物処理業の許可が必要であり、次の業者が収集・運搬を行う。

浄化槽汚泥の処理は、し尿の処理同様に浄化センターで行う。

区 分	管理業者	委託業者	収集方法	処理場
浄化槽汚泥	亘理名取共立 衛生処理組合	・浄化槽清掃業者 ・一般廃棄物処理業者	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

町長が許可した浄化槽清掃業者 令和5年4月1日現在

許可業者名			
亘理環境衛生センター	株式会社ヤマモト商事	協業組合ケンナン	株式会社中央特殊興業
有限会社仙南産業	鈴木工業株式会社	株式会社渡辺店	東北環境整備株式会社
萱場工業株式会社	(株)宮城衛生環境公社	株式会社理化産業	(有)宮城総合エンジニア
有限会社エス・ジェ イ・メンテナンス	株式会社仙南技研浄化 槽維持管理センター	(株)エヌイーエスコ ーポレーション	株式会社フジクリーンテクノサー ビス
(協)共和衛生グループ	(協)名亘清掃事業公社	株式会社エイスイ 工業	(株)宮城日化サービス
株式会社阿武隈環境			

(3) 雑排水汚泥（側溝汚泥）

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行う。

産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理の委託を行う。

区 分	管理者	委託業者	処理場
雑排水乾燥汚泥 (側溝汚泥)	亘理町	亘理町（自己収集）	岩沼一般廃棄物最終処分場
雑排水湿潤汚泥 (側溝汚泥)		雑排水清掃業者 (株)公害処理センター、(株)共和環境保全	産業廃棄物処理場

7. 参考資料

(1) 亘理名取共立衛生処理組合管理施設

施設概要	名 称	所在地	処理能力	形式等
ごみ処理	岩沼東部 環境センター	岩沼市下野郷字 新藤曽根 1 番地の 1	78.5t/24h× 2 基	全連続燃焼式 ストーカ炉
リサイクル※	亘理清掃センター	山元町高瀬字杉田 2 番地 1	—	—
し尿処理	浄化センター	岩沼市寺島字川向 45 番地の 53	113kℓ/日	高負荷脱窒素処理 ＋高度処理
最終処分場	岩沼一般廃棄物 最終処分場	岩沼市長岡字栗木平 西 1 番地の 1	52,900 m ³	準好気性埋立構造

※燃えるごみ・廃プラスチック以外の指定されているごみを受け入れ

(2) ごみ・し尿手数料

区 分		搬入区分		手数料	
家庭系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ、粗大ごみ	排出者自身が搬入するもの		50 kgにつき	500 円
		組合が訪問収集するもの		50 kgにつき	1,000 円
	自家用車用タイヤ ※1 日の搬入本数 は 4 本まで	排出者自身 が搬入する もの	直径 700 mm未満	ホイルなし(1 本につき)	350 円
				ホイル付き(1 本につき)	450 円
			直径 700 mm以上 1,000mm 未満	ホイルなし(1 本につき)	450 円
				ホイル付き(1 本につき)	550 円
事業系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ	排出者自身が搬入するもの		50 kgにつき	500 円
		許可業者が管理者指定の袋に より搬入するもの		10 kgにつき	100 円
し尿くみ取り手数料		組合が収集運搬するもの		18ℓにつき	100 円
し尿浄化槽汚泥処分手数料		許可業者が搬入するもの			155 円